

荒川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業「事業概要及び申請の流れ」

事業の目的と概要

- 区内の民間地域密着型サービス事業所に対して、法人が負担する職員宿舎の賃料等を補助し介護職員等の住宅費負担を軽減することで、働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を進め、災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

補助対象者

- 荒川区内で民間地域密着型サービス事業所を運営する法人（区立施設及び共生型サービス事業所は除きます）

補助内容

- 地域密着型サービス事業所に対して宿舎借り上げに必要な経費の一部（1戸あたり月82,000円の8分の7または2分の1を上限）を補助します。**本事業は法人負担額が必ず発生しますので、ご注意ください。**
- 補助率は以下の申請区分（ア）（イ）（ウ）により異なります。
- なお、現状（ア）福祉避難所を新たに指定する予定はありません。
- （イ）災害時覚書の内容は「区内で地震等の災害が発生した場合に、利用者の安否確認と普段サービスを提供していない場所（避難所等）での介護サービスの提供等」とします。**締結には時間を要するため、（イ）で申請する場合は詳細について早めにお問い合わせください。**

（ア）福祉避難所に関する問い合わせ先

福祉部福祉推進課高齢者施設係 03-3802-3111 内線2618

（イ）災害時覚書締結に関する問い合わせ先

福祉部介護保険課事業者支援係 03-3802-3111 内線2446

（ア）福祉避難所

- 補助率 7／8
- 宿舎は事業所から半径10km圏内
- 事業所（法人）は区と協定により福祉避難所の指定を受けること
- 対象職員は災害対策上の業務に従事すること

（イ）災害時覚書締結事業所

- 補助率 7／8
- 宿舎は事業所から半径10km圏内
- 事業所（法人）は区と災害時覚書を締結すること
- 対象職員は災害対策上の業務に従事すること

（ウ）その他事業所

- 助成率 1／2
- （ア）（イ）以外の事業所
- 災害時要件はありません。区内の地域密着型サービスであれば全ての事業所が対象になります。

対象宿舎

- 法人が借り上げた宿舎であること（法人、法人の役員が所有する宿舎は対象外）
- 雇用した対象職員が入居していること
- 申請区分（ア）（イ）の場合は、事業所から半径10km圏内であること

対象職員

- 介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者の職務に従事する職員（基準上、配置の定めがある職種） ※法人の役員は対象外
- 申請区分（ア）（イ）の場合は、法人と対象職員の間で、災害対策上の業務に従事することが書面（入居契約等）により締結されていること ・本人、同居人が住居手当等を受給していないこと
- 対象職員が非常勤職員の場合は、所定労働時間が週20時間以上であること

補助対象経費

- 法人が支出した当該年度における賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等（入居者負担がある場合は当該金額を差し引く）
- 1事業所当たり2戸まで、同一職員の利用は最大10年まで

裏面もご覧ください

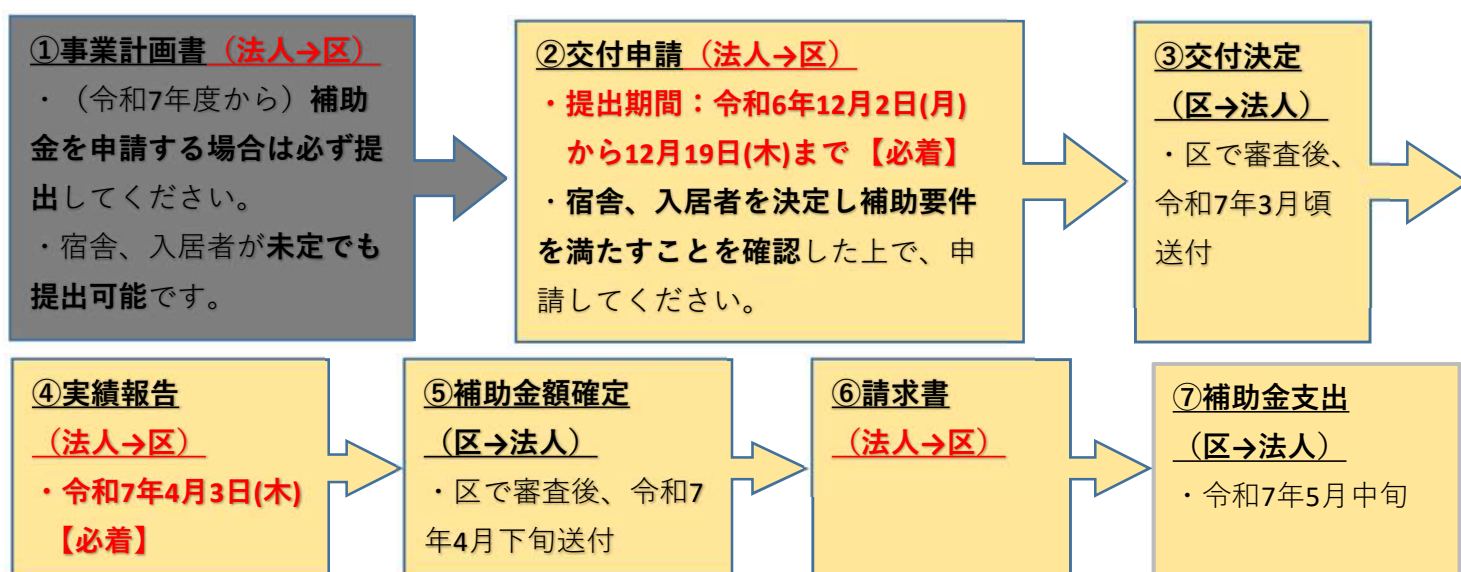
補助基準額・補助対象額

- ・補助基準額 宿舍1戸当たり月82,000円
- ・補助対象額 補助対象経費と補助基準額を比較し、少ない方の額に申請区分アイウの何れかの補助率を乗じた額
- ・申請区分アイ（補助率7／8） 区が最大月71,000円を補助
- ・申請区分 ウ（補助率1／2） 区が最大月41,000円を補助

補助対象期間

- ・令和6年4月から令和7年3月まで。単年度事業のため、年度ごとに交付申請が必要です。
- ・補助開始日は次の①～⑤の日付のうち、一番遅い日の翌月初日になります。①対象入居者の採用日（入職日） ②賃貸借契約書の契約期間の開始日 ③住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等） ④区との覚書等締結日（申請区分アイ） ⑤災害対策上の業務に従事することを記載した書面（入居契約等）の締結日（申請区分アイ）
- ・補助要件を満たしている場合は令和6年4月分以降の経費について、交付申請が可能です。

申請スケジュール（予定） **令和6年度は可能な限り10月31日(木)までに区へ電話連絡後、②交付申請から手続きしてください**



申請方法

- ・申請は法人単位となります。
- ・申請する場合は、**令和6年度は可能な限り10月31日(木)までに区へ電話連絡してください！**

補助金申請に係る注意事項

- ・本事業は法人が負担する賃料等の一部を補助するものです。職員が賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要です。
- ・補助対象経費が重複する補助金等を併用することはできません。
- ・交付申請書、実績報告書の提出には期限があります。期限内に提出されない場合は、不交付または交付決定取消になる場合があるのでご注意ください。
- ・対象職員、同居人が住居手当や「東京都居住支援特別手当(令和6年度実施)」などを受けている場合は、この補助金の対象となりません。
- ・書類の提出は窓口または郵送で受け付けます。
- ・詳細は「荒川区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付要綱」及びQ&A集をご覧ください。

補助金の申請・問い合わせ

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部介護保険課事業者支援係（区役所2階①-2窓口）
宿舍借り上げ支援事業担当 TEL 03-3802-3111（代表） 内線2446

令和6年10月現在